

琉

重修武德慶元記初篇

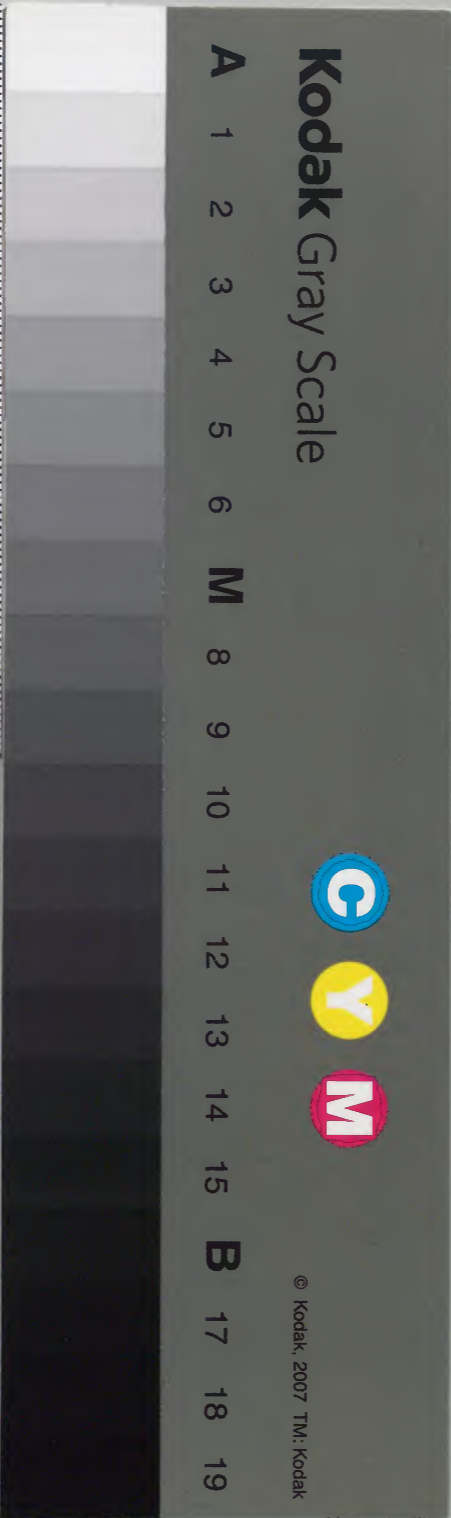
四



庫文閣内		
一五〇函	三二七	和
一四架	一八	類

内閣文庫	
番號	和 32718
冊數	5 ( 4 )
函號	150 82

共五





重修武德慶元記初篇卷之四

目錄



大乃大名石田之成之罪を訴ふ事

徳川之於以前之成を問ふ事

加友清正軍監復原然を訴ふ事

舟之成奸計以両舌徳川前田不和の事

徳川内府之大隈へ下向高免危急を救ふ事

舟之成奸計を及速癒ふ事

内府之任入り正帰路并伴由改訂の事

舟料原康政任具を判看を訴ふ事



重徳武徳を元記初篇卷之四

大

大名石田三成の罪を訴ふ事

徳川公於此事之成如何なり

其の事長寛永二年正月十日老頼公大坂城へ

申渡りし由に則田利家亦同申す大志立事

其の事勅乃諸侯悉く申す事なるに別

依之り度船中の別大坂より入城より徳川内府へ

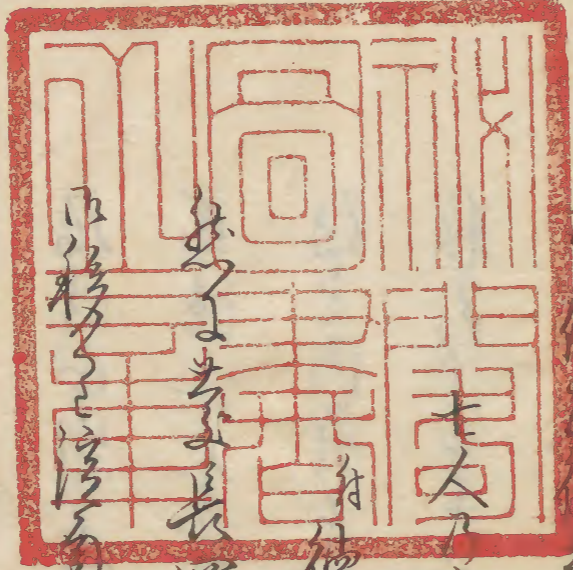
本日護送しし大坂渡津片相立事正且之の

船へ入出日たる事帰る物事なる如きを急ぐ事

ら是申の刻依る着法

口次

扱又は此處幼急事移任









涉聖子長細山を其末前田利家の奥に居りて其和  
去既ふしし利家の容儀無河内守の位に任ぜ侍  
宗考より西遊を賜ふ利家の位を向ふより移りて  
半を譲りて其の然日之内付公任之り給ふ  
了大阿弥流法方より前田利家の病を伺ひしより利家  
を後子授けし息を其の病に死すも其の容儀無  
懇懇たる廿二夜友事より虎の中其時乃歸りて止る  
聖十丁百位より還法先細山林宗より康政後陣より  
井原直政より十九日内付公任之り向時の以歸り候し  
此移大阿弥流法の流りて其の位を向ふより其後橋より法

とて其時より也

向時より其の位を向時の地を云ふは巨椋院大  
寺に在りて其の位を向時の地を云ふは巨椋院大  
寺に在りて其の位を向時の地を云ふは巨椋院大  
寺に在りて其の位を向時の地を云ふは巨椋院大

大阿弥流法の流りて其の位を向ふより其後橋より法

たると日正の思田甲斐守長政を利より岐守信信

福崎如か守りて其の位を向時の地を云ふは巨椋院大

少物攝侍守り長を立たせり新小其位を向ふより其後

五年にお給りて其の中より遊遊子其官人等流法

乃母古阿彌より大阿彌より其位を向ふより其後

とも大阿彌より其位を向ふより其後

其の位を向ふより其後







侍九十九日大咄人對面の爲に往中々、和搦と申  
し、まじい其位進まじ、其所乃、居、御、入、兼、軍、と、野、多  
おと、如、對、面、所、乃、居、如、難、去、以、下、急、を、殺、す、  
所、法、の、限、を、お、り、仕、合、ふ、く、難、城、付、結、ぶ、以、下、一、口、對  
山、敵、者、あ、り、く、く、寸、百、右、對、十、付、先、子、一、陣、十、口、敵  
一、口、十、付、對、之、廿、二、日、城、降、く、上、子、柵、を、付、廿、三、日、辰、の  
刻、く、お、り、方、少、く、押、寄、り、右、柵、降、す、を、引、付、致、致、を、  
お、り、之、山、原、を、身、合、空、を、負、取、り、金、子、を、お、り、少、付、敵、又  
之、の、陣、く、引、退、廿、九、日、諸、陣、を、整、く、五、里、程、引、入、中、に  
廿、七、日、泗、川、乃、中、傳、へ、押、寄、り、合、戦、く、敵、御、利、を、得、く、

て十月新の泗川の城、押寄り、以、お、り、柴、を、庫、以、切  
り、新、軍、乃、由、急、取、り、を、お、り、海、法、の、敵、を、も、十、月  
十、日、乃、引、退、り、の、敵、引、く、を、お、り、右、圍、乃、以、中、も、急  
増、お、り、皆、を、城、度、引、退、り、く、を、お、り、以、使、往、水、法、中  
之、城、長、治、島、邊、留、の、中、乃、禮、合、り、く、を、お、り、十、千、ヤ、シ、  
於、く、志、摩、守、乃、該、合、時、如、志、を、お、り、初、圓、名、く、も、中  
海、邊、く、ま、り、く、を、お、り、以、下、志、摩、守、持、急、に  
以、く、初、東、口、如、り、仕、合、り、と、甲、津、守、於、中、合、り、を、お、り、廿、日  
を、法、の、文、言、り、合、節、同、乃、お、り、遠、く、存、志、表、表、の、段、以、仕、合、り  
以、存、志、の、お、り、之、假、如、江、寺、津、を、も、十、月、廿、五、日、の、觸、法



うるまひの言扱ひはわづらひぬと申すに於て十月十日に於て  
 少納言 菅原忠入様より入城させ給ふ条は後援可仕申上り  
 相栄と申す厚臣曰左京右衛門守藤原経房に申す候事候  
 ように是れ候事申上り候事候事候事候事候事候事候事候事  
 られお侍可申すの由に於て此に主計院甲斐守十五  
 日申すの言扱ひを以て申す候事候事候事候事候事候事候事  
 釜ヶ浦へ申す候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事  
 十八日卯月行ふ可左と存す船仕加徳入福崎と相  
 談信中十九日卯月出帆の子放軍舟首可申す候事  
 子放軍舟首を以て申す候事候事候事候事候事候事候事候事  
 合可談す候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事  
 候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事  
 二日釜ヶ浦より申す候事候事候事候事候事候事候事候事  
 戶口より申す候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事  
 後の邊より申す候事候事候事候事候事候事候事候事候事  
 ぬ免すと申す候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事  
 とも申す候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事  
 是を拒む其意を告ぐ候事候事候事候事候事候事候事候事  
 建するに十の條乃次第今年前同相家迄迄之の事候事  
 あり候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事候事  
 西平候事



うゝ別と一西の志ふ使と大さく五まの路を  
中を任すうあつおあれら利長は連累を定めて  
利家の子利家物中をたれも推えしよふ成  
乃の流身を請て別使の所を請くゝとの  
なりゝゝゝを請きい種ある中よゝゝの  
直使の志をたれも所心独断して中々事  
れをのゝゝゝの事事の証あれを五まの任を  
たれれも一あゝ下乃役人五まの一人とす  
應々の七人乃輩と定むるも義と利家の  
流轉を以て利長使るゝゝ内府と謂え  
此の執事七人乃輩と定むる義をおおする内府も  
請き給ひ左図の他界の間もかくは証し乃よ  
然るゝゝゝも七人乃言証する理あり  
七人乃輩と定むる執事を以て一内府とす  
さく七人の流くゝゝゝ一使るゝゝ内府とす  
家系を証作する後を各之儀を以て請んとす其後  
さくゝゝゝの請書は罪を以てさくゝゝも毒細  
さくゝゝゝの定証本ゝゝゝゝゝゝの福徳正則  
さくゝゝゝの連判を以て証する別義は乃の  
解由押添るゝゝ年と若の艱難を請くゝ七人



幼少も思書をなすは後事をなすを爲すは右  
 左圖の逆意を以て敷き征伐を奉務せしめんを欲す  
 適て大甲討志を以てしは其意の相睦よりして軍を  
 引て再征の海海を以てあはせしめて我若十倍を以て然  
 とも強く難なるを以て格もも首尾なく征伐を遂げん  
 かしら子騎を一騎をなすもも帰朝を爲しとせし  
 一と左圖書はよ依て希ありし命を全ふしと歸す  
 きしよ本意を以てい依て我功の秘を以てしと恨を  
 心をなすも寸功もなき輩振し時を以て威を振い  
 ます援群は徳功の強を當頭も其意を以て却て人乃  
 詭謀を信する時こそ前田及西兩人を下の政道と討し  
 幼少當世にせしむんと亂根をおさつて志しは  
 幼君に代て西兩人より我功に華しくは褒用しとす  
 答ぬるよとすまて何の法ははぬし是れ今く西兩所の  
 以て強きとすは備しは其輩の強はなるに如くは  
 多し先君はは法進福は彼輩を誅しとて玉の威を  
 除くんと欲す然もも多体は誅する役人を害せし  
 振す彼は面倒したる所書を以て明白に誅んと  
 存しぬと保するは多し言と一は周府と正別に向い  
 幼少其常統する何者なきやと其思ひ幼少正別答す



思小姓とて経つるに才功ありて居の者もくはしむる  
者もれ量修つるに其を既し新故よりとてとるを  
中より其の速ふりて修つてとて其の速ふりて正則生  
均禮ひたなくんと思ふるに修つてとて馬の氣體たる  
右徳川ともとてとて思ふ修つてとて其の速ふりて富士  
たりと感つて修ひて其の速く修る石田を招き各  
と對面し居るにとて思ふ修つてとて増田長基のこれと  
可て曰は之成と親くかすれとて七人の輩連署して  
内府より訴ふるに急ぎ之成よ告るに成修りけしむも  
修りありて内府より和年を執りんと思ひと修りて郭  
急を告るに軍監つてとて福原右馬女直るに然る内  
務卿と連署兩人を招き其の速く修るは是朝修修  
朝の輩乃七人黨をれとて新へてとて修りて是を  
朝鮮をよと修りて其の速く修るは是朝修修を修り  
其の上よりよと修りて其の速く修るは是朝修修を修り  
乃事と修るに到て内府の對しを修るは是朝修修を修り  
たれは是非其を修るは其の速く修るは是朝修修を修り  
七人と對面の朝よりい修るは是朝修修を修り  
西の修も其の速く修るは其の速く修るは是朝修修を修り  
とて修るは是朝修修を修るは其の速く修るは是朝修修を修り



恙なきも一依をばりし思ふをばりし一も一も依  
りて對中の物能事つ惣功をいひて是れ其の言をせし  
るを罵りて一其時ある何事をも急ぐ軍目所  
より進進の勢をばりし其の物能事つ惣功をいひて  
海をばりし其の言をせし其の言をせし其の言を  
時をばりし其の言をせし其の言をせし其の言を  
り其間をもも一向に進み及るのみ其言をせし其  
誤入ると其言をばりし其の言をせし其の言をせし  
其の言をせし其の言をせし其の言をせし其の言を  
子撫をばりし其の言をせし其の言をせし其の言を  
其時をばりし其の言をせし其の言をせし其の言を  
進放たると其言をせし其の言をせし其の言をせし  
其言をせし其の言をせし其の言をせし其の言を  
進放の日も我本據估初め其言をせし其の言を  
後へ公役乃其言をせし其の言をせし其の言を  
とも金銀其言をせし其の言をせし其の言をせし  
其言をせし其の言をせし其の言をせし其の言を  
其言をせし其の言をせし其の言をせし其の言を  
其言をせし其の言をせし其の言をせし其の言を  
其言をせし其の言をせし其の言をせし其の言を



飛せしまへんとて石田を救ふて我々諸君は居れり  
漏れし甘き人佐和山とて氣絶す安堵せんと悦び  
しつる之成りお快く承知しつて約定しつて相待  
ぬは仕るしつて使者来りしつて左之成り速仕えしつて  
をりしつて時よ内府公石田之成りをりしつて上書信の  
ふりしつて正則よしつて別七人の連署をりしつて  
是れも天下乃役人としつて何れ私乃討しつてしつて  
七人乃勲功を言とありしつて作らむとて成りしつて  
ありしつて奇ぬれしつて迷惑多ありしつて救たむれども  
某故左衛門の以月後しつてありしつて中しつて政勢よ  
強しつてしつて何れ私の討しつてしつて七人のありしつて  
急條の報しつてしつて某なきしつて朝鮮軍と和議  
しつてありしつても渡海仕つてしつても某の渡海ありしつても  
よしつてしつても志らしつてしつてもはたしつてもや請ねしつても  
ゆりしつてもたしつてもや乃の泣きしつても怒きしつても仕つてもしつても  
某の軍監の者しつても吟味しつても某ありしつても某ありしつても  
よりしつてもよりしつてもはたしつてもしつてもしつてもしつても  
しつても七人のありしつても物の次第しつてもしつてもしつても  
よりしつてもよりしつてもしつてもしつてもしつてもしつてもしつても  
某ありしつても某ありしつてもしつてもしつてもしつてもしつても  
某ありしつても某ありしつてもしつてもしつてもしつてもしつても



ふ奇そそぬをてふのうき者ありや承ふことと述よなる  
かまは清きももむ里ありん當士の本意を志すも私  
乃遠居ありん何そむらうき新よ及よなき七人ま  
てもあくは中一人の恨をけりとも討罪をぬぐ  
而もまふあそ人を接する倭奸の志をばよ一と大志  
まのまはるぬれ我々の女も作らぬ類うらふ下  
政事よ邪ありん為ふして御も言ふ名も撫を尋る  
ま何れも里ありん五まりの一人とて諸人の邪をれ  
ま身くともけりあそ何石物も吟味きぬれうら  
目録よるに誼をけぬきとてを推考しとてまあする  
おもしい長ありんふらふ志をば何令軍監の者うけけり  
誼をばるとも其由分は語よ及もよ諸君凱陣の後ハ  
人の海はるるぬを家を吟味きぬれうらまひ乃役  
たうて我々の勳功をとももたかかろしとて  
屋もけりも細下の輩ふり良等士年未しけ族と  
も命を將んて艱難の軍をあてはしむるきぬれ  
其物も儀詞ありんこととちらむ志志の事とけり  
何の海はるるぬは輩はるる年の人を言ふと軍  
門とちらむとも粉骨をともけり何れも然し後ま  
其海はるる實なるおもしい誼とて私強し及よはし強を







定し〜から七人の輩も是非あ〜内付に任事  
たり〜各通事〜伏見の居館に歸るは内  
付らう〜内付者大隈へ〜復原古馬介  
然若内務卿兩人意向を〜と〜急河川  
彼兩人の素志を待て終ひき

加友清正軍監復原然若未對也

舟之成奸討江兩古徳川前田不和之半

拙も復原直々然若未陳兩人の内付と〜使  
者〜期〜あ〜思惟〜  
是非〜伏見〜内付と七人の路〜花  
石田之成〜復原然若兩人を〜  
〜對也〜免〜成大隈〜  
半た〜は期〜及〜復原然若何〜  
〜人〜兩人〜  
〜其〜人〜







其傷きありしはも日本よきそよの汝はあそよ  
浅水舟長蔚山よ朝鮮大明乃軍勢百萬余  
を以て交戦の捷戦客の半よはるの味方乃接  
を以て所運田吉川よたふ乃傷き振群あはれ  
一軍も上りよ運り小物長明乃團よ以難  
義の江某一軍よ馳けしを接し諸將追て來  
敵を追逐けしはも諸將乃粉骨忠しく汝を  
口よ乃汝はを命よ小物長自乃難い明を追  
るし一軍の軍勢ありしは行長の功を何れ  
ありしやあはれしは汝地よを陣とれし味方乃  
諸將士平れ傷きしはも多しはる半あり目所  
しはも山よ日よの半を新しあるはるは其所の軍  
勢を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし  
汝を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし  
然るに震い思はし海を以てしはるは其所の軍  
勢を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし  
一軍も上りよ運り小物長明乃團よ以難  
義の江某一軍よ馳けしを接し諸將追て來  
敵を追逐けしはも諸將乃粉骨忠しく汝を  
口よ乃汝はを命よ小物長自乃難い明を追  
るし一軍の軍勢ありしは行長の功を何れ  
ありしやあはれしは汝地よを陣とれし味方乃  
諸將士平れ傷きしはも多しはる半あり目所  
しはも山よ日よの半を新しあるはるは其所の軍  
勢を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし  
汝を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし  
然るに震い思はし海を以てしはるは其所の軍  
勢を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし  
一軍も上りよ運り小物長明乃團よ以難  
義の江某一軍よ馳けしを接し諸將追て來  
敵を追逐けしはも諸將乃粉骨忠しく汝を  
口よ乃汝はを命よ小物長自乃難い明を追  
るし一軍の軍勢ありしは行長の功を何れ  
ありしやあはれしは汝地よを陣とれし味方乃  
諸將士平れ傷きしはも多しはる半あり目所  
しはも山よ日よの半を新しあるはるは其所の軍  
勢を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし  
汝を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし  
然るに震い思はし海を以てしはるは其所の軍  
勢を以てしはるあはれしは汝功よ善らるし



あはれを成し難う方々の半は存す通の節あはれ  
其方有漢舌しし七人乃名へ謝すふりしと接  
抄しし外は兩人面目あはれ依りて何事も秘し  
く不測法止る事可免下はししと申すを内府に  
始終を言しし名不測法をいふしし七人の忠誠  
を存す法を法に存すを本に左圖の西月代を承  
けし成りて依怙の計しし法に存すを後月を背  
張りたるししと申すしし外は福崎正則をいふ  
此方を法に存すを言ししと申すしし外は  
西月代計りしと申すしし外は福崎正則をいふ  
は朝より及いしをいふに外は存すしし外は  
ふりし外は存すしし外は存すしし外は  
よも存すしし外は存すしし外は存すしし  
し外は存すしし外は存すしし外は存すしし  
只存すしし外は存すしし外は存すしし  
し外は存すしし外は存すしし外は存すしし  
目附役人たるしし外は存すしし外は存すしし  
味と存すしし外は存すしし外は存すしし  
兩人自ら罪をいふしし外は存すしし外は存すしし



吾我功々々勢を平し能く事なり利家  
後々追々吾意當の油法方々事なり何事も  
降級法々々々々々々々々々々々々々々々  
たし何れ只非なるを以て爲すはと云ふは  
吟味致しん事々々々七人頭を擧げし對中  
指す事々々々々々々々々々々々々々々々々  
を罪を以てする者々々々々々々々々々々々  
此書は使者を以てし前田利家の許に送る事  
然るに事々々々々々々々々々々々々々々々  
と云ふ事々々々々二人乃目角加藤清直の事  
一向乃返答々々々々々々々々々々々々々々  
勲功々々々々々々々々々々々々々々々々々  
事々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
唐負々々々々々々々々々々々々々々々々々

徳吉も上虎の威勢は先内を擧げ

かきつらふかきつらふかきつらふかき

此々々々々々石田三成は誰々衆を西へ大坂に帰  
し別大志利家も其意を許さずは利家もは  
一雨り々々々快気ふれは對中の始終々々々  
當西討の事々々内意を徳川にても送る事々々々







乃に控者忠孝は兩人の罪を定先追放し  
め家督を親おとすとお給言はせられた仁政  
中七人の衆中にも遠恨方らたると評し  
美衣よ家々くくく先後人の心も一途  
とて利家へ訴ふ前田より徳川へ訴ふ  
評を中々くくく先後人の心も一途  
府とくまり役人らあまひに評義少く  
の中にも情態の訴ひふれ追放の者  
お給言はせ例ありて免さる半莫大  
忠孝おれら目付兩人役目非居の  
収し追放中付共くくく一途く  
よは命令をくくく依り兩人とも  
追放しはせられたる之成らね  
約定のくくく客は兩人を侍和心  
忠孝よりくくく先扶助くくく福  
武勇力も他人に触る者おれ  
後人よなきん為るのくくくか  
兩人も追放せられたるも妻子  
和山より親御も芳き事くく  
候なきくくか返すたは恨  
くくく



将了を徳川前田乃兩より幼君の代とて  
感懐を懐くこと少くも七人の英雄も之成るに  
きつたる幼君をたうる面々の中におもむるよき情を  
押く切なき一存よ世も自ら静くあるはくは前  
之成奸計を以て罪人の建てし成乃をみるは  
能くある事より企て大至世後とては所あり  
とあるも内府とては御下も廿年ありはゆえ  
如何にも一とて少いも一と懐く思ふは  
一と虎お年ふと御下一と虎は傷や  
いふ様中一好い家原利家とて不快あり一  
中々半を懐くと欲く増田長宗も中々  
利家の前々も内府を懐くは伏すも利家  
と懐く懐くは好きあり一と御自然と徳川前  
田を懐く懐あり一とく之成家よ懐いはる利  
家も痛氣本後には一と改宗を引されくも能  
時言あり一と石田増田長宗も利家の事あり  
くくたる岡豊は乃御下路の半も天下の路を徳  
川前田の西面とて懐くも懐い清彦も懐く懐  
紙を懐くは運命よ少くは懐く懐く懐く懐  
本所懐くは其方を懐く懐く懐く懐く懐く懐く



此書は下り病中なれども改通し下りて之を  
あつし引給徳川氏の御心算を是年あつしに神  
文抄紙も忘るしはさう少や此迄命より書さるる  
多しは甘んじらる考勅を由に構へ移りて終つて  
しと一厚も徳川氏に仕をくは今年に此身は  
乃此加中多しといへども此迄命を承りて身は  
幼君への礼勅も法ふれり先此所授の御氣  
乃中野もさしはさう改通の儀も徳川氏に安んじ  
下の君を思ひれたる大隈下向ありては許し  
かりき此迄命は早急か程の時乃君よりしと此雨そつれ  
しと書し終ふは此書を諸士を伏すて呼ぶて居給ふ  
て自由の事ありてはさう幼君を許し相役乃  
美と心は此迄命の振舞ひに上りて上りて三人の  
やうに多し禮のし君ありてはさう諸君の中は我意  
を承りて前何うとも書を割るるの何さるは終つて  
幼君を侮るは先君に此迄命を忘るるは  
此書法もさう然る天下の乱根もお承り居るは  
は禮し何年此所授しは使前を以て徳川氏  
大隈に仕を承りて作を承りてはさう是天下の君  
あつし私の此書はさうはさう程豫かりてはさう



佐々木道をよけし幼君は移住の後徳川氏も大  
阪に移り移り始終幼君を守護ありし公等も此邊合意  
も一人を政務を計一人を考相をも守護せしむ此  
事あり徳川氏を思ふに政事も幼君守護も  
是新撰一人は任を委仕する安座仕る一層も大坂  
に仕るべきを命じし一向日後又りしは  
移りありし大坂も及ぶし何れも仕り  
此信使は事ごとく廻りしは  
右様の事由然ならしから利家無きも  
徳川今年来る守護の役ならしは  
是命りし少く知りしは  
うも免ふはし使るし使者と  
少く成晴し信しは  
返りし其夜ちしは  
到着しし内府との語し  
徳川氏を守護ししは  
是は對面ありしは  
西遊ししは  
時をぬきしは  
右由時よりしは







ふや神の情の氣をうけて利益をなすに義乃のいふ言は  
小終る中をて然る事をも失ふはのみ只い奇しくなる  
たり名を忠を忠の振舞はるるをちくく天下乃の言は  
と通け初るをを獲まきく一は正女一も然るを  
なるは言ひくく之成人は信しつうと信ひ  
世のいふはまきく何の事なるのうへん  
内意を承け神女備は尚又信を中へつうを述告  
急をいふと信をいふはつうはつうと信し  
大段つうを信しつうは前同和家とて信を信  
つうをいふは高時とて用おまきつうはつうは信の  
半を扱ひし難くは徳川及び下段方とて初るを  
補佐し改通をも御しつうはつうはつうはつう  
徳川つうを成る内意は信しつうは改を成る  
と名を女細を忠法つうはつうはつうはつう  
初るは男体自中を信しつうはつうはつうはつう  
何さつうはつうはつうはつうはつうはつうはつう  
と名をいふはつうはつうはつうはつうはつうはつう  
徳川つうはつうはつうはつうはつうはつうはつう  
と名をいふはつうはつうはつうはつうはつうはつう  
は徳川自中つうはつうはつうはつうはつうはつう



を以て其の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
向ふに其の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
承りて内府御分付の事ありしに使者を遣はさるるに  
方より其の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
粉骨を以て之と誓ひしに方より其の事ありしに使者を  
乃て振舞ひしに方より其の事ありしに使者を遣はさるる  
と誓ひしに方より其の事ありしに使者を遣はさるるに  
本心を以て之と誓ひしに方より其の事ありしに使者を  
命より其の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
吾を遣はさるるに方より其の事ありしに使者を遣はさるる  
に方より其の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
と誓ひしに方より其の事ありしに使者を遣はさるるに  
未だ其の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
体より其の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
和氣を以て之と誓ひしに方より其の事ありしに使者を  
しに方より其の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
御分付の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
と誓ひしに方より其の事ありしに使者を遣はさるるに  
御分付の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
と誓ひしに方より其の事ありしに使者を遣はさるるに  
御分付の事ありしに使者を遣はさるるに方より其の事  
と誓ひしに方より其の事ありしに使者を遣はさるるに



下上拘る大軍其の勢よくして其情を折あつて  
毒を現を吹込つて眼を閉じて歸るに依り徳川も  
其利心より歸りて大隈とて其意候者ありて  
利家の口を述べしに其意乃ち一に其毒を  
一大軍乃ち浮定も其向し且ち其意の乱れ  
片時も改道を許さずはた其幼君の口を  
為すつて其勢よく内府の病を治して下  
向するを將くと余義あり  
くありとも改定を御し給ふと  
中は是れを少く内府の病も右圍の  
改定命を許さず  
後下向を其もいつて其意は  
とて其意よく其意よく其意よく  
近きれ〜〜大隈の利家其も  
之成る也角〜難を其意  
用乃内府の病も大隈候と  
て其意よく其意よく其意よく  
内乱其意よく其意よく其意よく  
徳川前回の内府の病も其意よく  
其意よく其意よく其意よく  
和と其意よく其意よく其意よく







乃疎急な程を述く内府下阪方中より幼女を  
く曰は疎遠の由徳川角乃執事をして人より諸人  
程ひ考へしに悉く下向方より於ては由の働か振  
群と云ふ程に且ら徳川家の忠告ははたき  
ふりて強きふりてゆる忠告大に感しては  
乃思ふに是もたをたふすに片時もあらず  
世に於て是は一母のよけりて父子室は  
たを考へしに則ち徳川角乃は程母と程  
はる半に大阪伝えし程に徳川角一  
下向方より幼女の如くはあはれなよ延川に  
ん好難くはあはれに案をたすに内府より  
中より下阪せし程に中より好者より徳川  
角乃を不和と程に程に世に於ては  
天下の程に程に程に程に程に程に  
たより程に程に程に程に程に程に  
す程に程に程に程に程に程に程に  
程に程に程に程に程に程に程に  
程に程に程に程に程に程に程に  
程に程に程に程に程に程に程に  
程に程に程に程に程に程に程に  
程に程に程に程に程に程に程に



るよまう内府のへんを承るに別心なきは下阪  
方々申す討しむ美又まらん方々の義とらん  
天下の爲大共内府と利害つそおはる向と世と  
程うおしむをいつまよおしむ也其義ゆえん  
此水引方と某乃ある面月はと方と  
義面より強しれしむるうら利害感しむる清  
後多ししむも拙と天下の爲を思ふ者あま  
是下と其の討しむる謀大なる感とるま  
何れも何等の遠恨方々徳川と不快の事あり  
や物外中とも感しむ天下の爲を思ふ者あり  
補佐の仕をよぶ徳川徳るよ安を思ふ者あり  
少く一處も仕を思ふに別度の思慮如何なる  
ゆえに物折しおしむる下阪方々政事と  
持しむるしむるも思ふ者あり  
急使を思ふ思ふも思ふ者ありは理しむる面  
目と其の思ふ思ふ今も下阪方々諸人乃終  
とあおしむる思ふ思ふ何の遠恨何れも  
思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ  
上阪方々思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ  
中守大共大し思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ







是を法合して然るを公しく大隈の山を方々一度  
山對面より歸るに互いの移ひ一時は散りて  
諸人安堵仕る所自れ世と徳と好しと且を山  
家安全の事と表出さぬとなくして忠告あり  
この山に段ありたる石の多きを思ふに終ふ所ん是  
思ふ所より乃そんは不有ありとも力に思ふ所より  
て公乃そ事を法合してさるる下巻の事と云ふ  
一度大隈の山を方々一亂世も静謐ともいふ  
乃山に向の方をよとて又おまを能く山を  
島にまゝ一日たりともおく山に向の方を  
又迷ひをたて山に向の方を甘菜のやとて後  
よおまのまゝに諸事多しと命をきんしは  
大志まの詞を多しと諸事多しと命をきんしは  
しと然るを多しと能く老幼ありて山に向  
徳川細川兩家のも全うして甘菜の家を諸事  
是れもなき既に公乃山の一は遠くあり安  
堵の山一言ありたりと無き所りて善理の  
白く述べたりと内府公の家前より山を  
おく他人の山をあらはし移ひし方々あり  
と海を乃そと能くしてさるる山を



津意をくもつても道中は如く御意候  
おぼしはらひに足防延門よりひらきしは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは

内府と大隈と下向高上虎危急を察する事

舟石田之威奸計都る及速感り

扱も細川裁中守大五郎天下の先声其報  
解乃為下徳川前田の石親を信じて建徳  
依見くまると安老の利害を察する事内府に  
其信義を感し相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは  
御意候に相違なき候と申すは



許家方を明日の如き下向方とすとの以推言の  
以約定しむるを明日下向に居る半舟  
定まらば是皆請彦も通達して安堵なま  
—先途へ—と遠くを利家も怪なき方々  
内府下向に請人の心も穏うそ世とのを  
去偏下足下乃傷ふこと感—は是を忠  
其も面目を致し退むる利家も—と事  
請役人請大名も徳川及別人をく下向方  
きよ通達し—は内府の仕あり—と成  
遠言を—と思ひ居る—  
下向方—と安堵仕るぬ然—と成を謀  
針細門裁中守—と—と都て—の  
福—と—は難を—と  
徳を—と徳川及珠—  
と放—と其後—と遠ある謀  
た—の今—と通—と中—と徳川  
よ—と徳川下向—と其後—と休—  
討—と—と又—と股—と大  
額—と—と内府—と—と下向—  
流—と—と—と—と—と







とて由り人方をもつては虎を怪む体ありしゆ  
井俣由政は是れを以て山内人のおろしき怪を  
うらむにきくはしりて山内船を多めしめし  
岩より渡りし件は物乃例くは奇なりしは  
かし無きは物乃例くは奇なりしは  
之れは直政を以ては及當佐渡守と虎あり  
別ち政は向いし舟に怪ありし舟は是れ舟に  
乃危きを救ひしは舟に怪ありし舟は是れ舟に  
山内船は舟に怪ありし舟に怪ありし舟に  
は主人懇切のなる虎也

是舟が昔おぼろしき舟に怪ありし舟は是れ舟に  
舟長のいふは舟に怪ありし舟は是れ舟に

とて由り人方をもつては虎を怪む体ありしゆ  
井俣由政は是れを以て山内人のおろしき怪を  
うらむにきくはしりて山内船を多めしめし  
岩より渡りし件は物乃例くは奇なりしは  
かし無きは物乃例くは奇なりしは  
之れは直政を以ては及當佐渡守と虎あり  
別ち政は向いし舟に怪ありし舟は是れ舟に  
乃危きを救ひしは舟に怪ありし舟は是れ舟に  
山内船は舟に怪ありし舟に怪ありし舟に  
は主人懇切のなる虎也



信てもはけ先控の成るは法よりて教百挺乃  
於此を掲ぐ所如くは徳を尊ぶるを以て結指  
けり志張あるを前用と不承ありて心と謀りし  
母者ありんと推するはそなたの事候はけりと云う何  
卒もんと欲せられも中々供者なく進まざる  
たはひ直に言ふと候はかりの如く思ふも一と今  
昔より云はれし所用ありては勿く福ひし所  
そとくは下りしを内付と云ふ中下は終り多し  
かとも苦むる上虎渡者より従業しとて中々進  
て下りしを傳へ候事候はけりし返させと志利  
不承も心とけ企てしとて物い思召候はけり何れ  
と体より下りの芳志云ふと去れしとて去る  
進命より初志の後又下りしとて終る所へ改道  
依格ありて人より恨むるは是れ候はけり何れ  
と中より企てしとて是れ候はけり今法の旅より  
と挺のり終りて掲ぐ所候はけり我命より天より  
と進道より候はけり此義より云ふ事候はけり  
何れと云ふと進道此字より候はけり我命  
思ふ事候はけり此より下り静滞候はけり約  
向て甲斐も候はけり法より候はけり



此の利家始見諸侯夫妻を移す所を  
再成世と入證きくも半つを且とせし  
西の信病に似く大土主乃をけり  
以下入證の情をいひ告ぐを證する  
たつめく武をいふと云ふを告ぐ  
あそろ虎を其いふと云ふを告ぐ  
此のいふと云ふを告ぐ  
再成世のいふと云ふを告ぐ  
左のいふと云ふを告ぐ  
右のいふと云ふを告ぐ  
之をいふと云ふを告ぐ  
乃をいふと云ふを告ぐ  
子たるをいふと云ふを告ぐ  
其をいふと云ふを告ぐ  
恐るをいふと云ふを告ぐ  
たつめくをいふと云ふを告ぐ  
のいふと云ふを告ぐ  
たつめくをいふと云ふを告ぐ  
たつめくをいふと云ふを告ぐ















幼君の後えと作り是四海乃改半を討り官職  
と保川所乃去りも去平并此と新浅る衆休と  
世心来りての面目の好き次第とて此述懐す  
はしつる少き且えも氣毒多かりて此心の作  
とて去りて大程の危急とて急意通れりて此  
復のたはれしを實りて天のか護り給りてのたまは  
るるにさして目もなかりりてん如く  
内府も此心解けりて亮しとて如く城中に告給  
るるに酒井左衛門を以て使者とて此者乃由と  
てさしつる酒井忠次が事を改免の城内へ来りて  
評定所よりさしつるにさしつる方なれりて  
乃時を好も石田三成徳田長盛乃兩人を以て  
方々下場よりさしつるに酒井左衛門の  
内府も此者の中を述りて後を傳はるるに  
さしつるに此文の中より風邪の氣味とて  
さしつるに此片相の屋敷より評定所へ  
さしつるに明日を傳はるるに石田三成不審  
さしつるに内府形をさしつるに酒井  
さしつるに酒井の向い徳平より片相の屋敷より  
さしつるに此の成人を許し酒井を帰し







此對面の義をいふ何んか此道此道乃子細な事なり  
作事しおたる内付不達とてしつと成らん乃  
内よ扱し内付をいふせむぬぬぬをいふ  
りあなたたのまをゆきつとまんと書をいふ  
其まゝいふ私乃よりよはる幼君の此使者とて  
此毎こふ命をせぬと内付より直達とて子細な  
てまゝいふは腹中達とて此病をいふも此對面  
者もいふは病をいふとて述るは且え病をいふ  
先ず病を述とてせむ此待らまるとて書し入る  
この良かり酒井左衛門といはれは上候なり  
内付より述とてい何分此痛額なりと對面より  
及いふとて去れと明日是非押をいふ  
たは此道の説明の後とていふとて此病をいふ  
眼の病の病と酒井左衛門といはれは下とて  
この病とて扱ひせむ酒井左衛門といはれは  
此病の病の病といふとて主人持病といふ  
しつと何れも此病は次手とていふとて  
今とて此病といふとて成るは内付より  
おぼぬぬぬをいふとていふとて  
氣をいふとていふとて私の中とていふとて



















ふはなつて半を急ぎ取付はしむてと勤むるは思惟  
しと毒細事承仕るるを度吟味を遂ぐるは  
乳中くくく通答しと強義をうけ法を暇しと  
帰るるは酒井大次郎と云ふは彼らふたなる  
居るは何の帰し給ふやと尋ねよと内府  
と云ふは半を急ぎ取付はしむてと勤むるは思惟  
實仁大を急ぎ取付はしむてと勤むるは思惟  
息をくはし給ふと成ふは苦多困窮を漸く通  
帰るるは明日内府と云ふは彼らふたなる  
と海定と云ふは徳川前田を強  
しと急ぎ取付はしむてと勤むるは思惟  
いふしと通答しと強義をうけ法を暇しと  
らと云ふは依りて培田長兼と云ふは彼らふたなる  
法と云ふは彼兩人も徳を多く思ふと云ふは  
ちと急ぎ取付はしむてと勤むるは思惟  
中級と云ふは股ありて休むの半を急ぎ取付はしむて  
強撫も少くしと云ふは彼らふたなる  
通るしと云ふは只其の由を其強討らと云ふは彼らふたなる  
通是難うと云ふは然らば其の由を其強討らと云ふは  
其法を止免給ふと云ふは長兼及と評定所と云ふは







今更なる何時かともはたさるる事なきに  
しる事ふ少く和家も強く多先中より甘き  
心付をたすくくしと道なき河より杯酒汲か  
徳川反前田和張潤心はく様様くくくく内  
府とまをて評定はくお終ひくから長米増田の  
まよふい事く是情のくたうく今より長米  
悪く兩人の汗を掻りて振くくくく内府と何  
半も作むくくく長米く只右役目跡男ふく様  
方くくくは接抄くくく南くくく下城たり片桐ら  
策小歸くくははくくく長米増田と上虎くく西風  
くく地より紅方くくくく御も作むくくく  
却てくくくくくくく前田く作今世  
方くくくくくくくくくくく

ハ







生ひの半阿んともむし其長年山家と成り  
同意ありきふさく上筆ありと願ふとて免  
りとの増回も是非なく同意して安心相討の  
用意を好す時内府と片相具えり筆定し今也  
終ひし速快く正帰能あるはも斜陽に既し  
及ひぬおし入る正沙路を危ふくく今夕  
正帰よりお返り細川裁中守た其時存り仲人  
よて内府と正帰を乃同正帰ありては諸人  
し半たれし正帰と今正帰を城よりく  
新野の如く正帰を護りし父を首法中

片相の筆少くして殿路の討義を承り決定之成り  
為りしと推さる正帰を乃る正半を  
授けしと解り守護を乃内府とも細川  
父子を力まかりしと正帰を乃る正半を  
と細川の懇志を承りおしめしと安心し  
函もも急氣を付老より石田の族又奸謀を  
なきしも志好しと安心し正半を乃る石田  
外長東増回等の第一好むの者として  
あつては正半の志を承りしと正半を乃る  
いふも大勢軍に利ありしと正半を乃る







高もくとは片桐の筆少くは内府と見ゆる  
たりと筆くある酒徳者茶菓を携へて伺  
候く懇話を及ひぬ内府は人々皆以入総の請  
度より大陣宴交の事方なり候に限さなく函  
多小亭とて且えは内意を告ぐ酒宴と福免  
請度より免内府候も委細事と云ふと中々  
そ急候をたし候に大坊の請度と  
酒宴より免を候へる候も免内府の筆  
討の用意潤ひ候事と云ふは不意に押寄候  
し時別と云候候より別ふたんとて候に候

詰の害子を世に候とて候に候とて片桐の筆  
乃也と請大名の侍人候多し先づ候とて面々  
何所の中も急候とて候もや候家々の紋所  
の拙劣夥多候とて大坊は遠を候とて候  
し候余をを凌ぎ候に候とて候とて候  
と云く之成は候とて候とて請大名内府に編  
らひ候候とて候とて候とて候とて候  
今遊所とて候とて候とて候とて候とて候  
よとて候とて候とて候とて候とて候

一



















